

介護保険施設等 管理者 様

福山市保健福祉局  
長寿社会応援部介護保険課長  
福山市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部

## 新型コロナウイルスの4回目接種について

平素から、本市保健福祉行政の推進に多大なる御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大し、本市でも高齢者施設におけるクラスターの発生が続いております。

## 本市の高齢者施設のクラスター発生状況（介護保険課）

	2022年1月31日 時点の累計	2022年8月19日 時点の累計
施設数（件）	5	35
感染者数（人）	104	584
死亡者数（人）	7	16

2.3倍

クラスターが発生すると、健康面での影響はもとより、介護サービスの提供体制の維持が困難となり、勤務する従事者の負荷の増大や、利用者が必要な介護サービスの提供が受けられなくなるなど、利用者、介護従事者のQOLが大幅に低下します。また、高齢者施設における新型コロナ感染者の死亡者数も増えており、1月と比較すると2.3倍となっています。

そのため、重症化リスクが高い高齢者が利用する高齢者施設や介護事業所においては、感染拡大や重症化の予防に効果があるワクチンの4回目接種を速やかに進めてください。

## 本市の4回目接種状況（8月15日時点）

対象者	接種率 (3回目接種完了者に対する割合)
60歳以上の方	27.6%
高齢者施設等の入所者・従事者	14.4%

つきましては、別紙「速やかかつ円滑なワクチン接種を実施するための対応策」も参考に、**貴施設におかれましても、ワクチンの接種を希望される方が、3回目の接種から5か月以上経過後に一日でも早く、一人でも多く接種できるよう御尽力いただきますようお願いいたします。**

なお、この通知は、すでに4回目接種が完了している事業所・施設等に対しても送付していますので御了承ください。

## 〈この通知の対象施設〉

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス

## 問合せ先

介護保険課 事業者指導担当	TEL：084-928-1232
新型コロナウイルスワクチン接種実施本部	TEL：084-928-1287

## 速やかかつ円滑なワクチン接種を実施するための対応策

3回目接種の5か月後以降になっても接種が完了しない主な理由と考えられる対応策について、次のとおりお知らせしますので、早期の接種に向けて御検討ください。

### 主な理由① ファイザー社製ワクチンの供給を待っているため

ファイザー社製ワクチンは、国からの追加供給がなく、本市が抱えている少量の在庫で接種を進めている状況です。モデルナ社製ワクチンについては、十分な量が国から供給されておりますので、ワクチンの種類よりもスピードを優先して接種を御検討ください。

### 主な理由② 接種券がそろってから接種する予定だったため

3回目の接種から5か月以上経過している方は、接種券なしでも接種できます。接種券なし接種の事務も予診票の右上を切り取り、セロハンテープで留めるという簡素な方法になっておりますので、施設で取りまとめて医療機関に提出する等の方法を御検討ください。具体的な方法については、別添資料を参照してください。

### 主な理由③ 御家族との調整に時間を要しているため

- ①御自宅に届いた接種券を持ってきていただくことが困難な場合。  
→状況に応じて住民票の住所以外の住所へ接種券を送付することも可能です。詳細は福山市新型コロナウイルスワクチン接種実施本部へお問合せ下さい。
- ②予診票を記入していただくことに時間を要している場合  
→本人が書けない場合は、施設の職員による代筆が可能です。御家族の協力による本人同意については、電話・メール等により得ることが可能です（同意を得た旨の記録をとっていただくことを推奨します）。

### 主な理由④ 医療機関との調整に時間を要しているため

- ①接種対象者が多く、まとめて全員の接種を受けるための日程調整が困難な場合  
→複数回に分けての接種を行うことを御検討ください。
- ②接種券がそろってから医療機関と日程調整を想定している場合  
→接種券の到着を待たず接種を受けることが可能であることを念頭に、医療機関との日程調整は早期に行ってください。日程調整が遅くなると、医療機関に他の60歳以上の方などの接種予約が入り続けますので、接種日が遅くなります。

事 務 連 絡

令和4年2月17日

各市町予防接種担当課 様

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当

(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

接種券が届いていない追加接種対象者に追加接種を  
実施する場合の費用請求について

このことについては、令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡により接種当日に記入した予診票の内容を後日持参される接種券一体型予診票に転記する方法でお願いしてきたところですが、今般、令和4年1月27日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡により、接種当日に記入した予診票に、後日持参される接種券を貼付する方法も可能とされましたので、新型コロナワクチン接種施設へ周知いただきますようお願いいたします。

《留意事項》

- 1 接種券なしで接種する場合には接種対象者であることを十分確認するとともに、被接種者に対して接種券が発行されたら速やかに持参するよう促進すること。
- 2 接種券部分を切り取る際は、接種券（兼）接種済証（シール型接種券）と同様のサイズで切り取り、貼付の際は、周囲をセロハンテープで確実に覆い、枠内におさめること（別紙参照）。

なお、次の関係機関には別に連絡しています。

(関係機関)

- ・一般社団法人広島県医師会
- ・一般社団法人広島県病院協会

担当 感染症事案対策グループ

電話 082-513-3068 (ダイヤル)

(担当者 高橋)

# 接種券が届いていない追加接種対象者に追加接種を実施する場合の費用請求について (接種券部分を切り貼りする場合の注意点)

追加接種の実施までに、市町から接種券が届いていない接種対象者にワクチン接種した場合、接種当日に記入した予診票の内容を、後日接種対象者に届く接種券一体型予診票に転記する方法で費用請求することになっていましたが、接種対象者の住所地(県内外を問わない)によらず、後日接種対象者に届く接種券一体型予診票から接種券部分を切り取り、接種当日に記入した予診票に貼付し、国保連へ請求する取扱いも可能となりました。

なお、接種券は医療機関等が接種対象者であることを確認する上で必要なものであることから、接種券が届かない接種対象者から接種希望があった場合にも、まずは市町へ接種券発行を促すなど、接種券を活用した接種を原則としてください。

## 《切り貼りの位置・方法》

接種券(兼)接種済証(シール型接種券)と同様のサイズで切り取り、貼付の際は、**周囲をセロハンテープで確実に覆い、枠内におさめること。**

### ○ 良い例

加接種用)

市区町	請求先 ○○県○○市 123456
番号	1234567890
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎
年齢	231234561234567890
性別	歳) <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
体温	診察前の体温 <input type="text"/> 度 <input type="text"/> 分
回答欄	医師記入欄

- 枠内におさまっている
- セロハンテープで周囲が覆われている

### ✕ 悪い例

加接種用)

市区町	請求先 ○○県○○市 123456
番号	1234567890
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎
年齢	231234561234567890
性別	歳) <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
体温	診察前の体温 <input type="text"/> 度 <input type="text"/> 分
回答欄	医師記入欄

✕ 枠からはみ出している

加接種用)

市区町	請求先 ○○県○○市 123456
番号	1234567890
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎
年齢	231234561234567890
性別	歳) <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
体温	診察前の体温 <input type="text"/> 度 <input type="text"/> 分
回答欄	医師記入欄

✕ 周囲が覆われていない

加接種用)

市区町	請求先 ○○県○○市 123456
番号	1234567890
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎
年齢	231234561234567890
性別	歳) <input type="checkbox"/> 男・ <input type="checkbox"/> 女
体温	診察前の体温 <input type="text"/> 度 <input type="text"/> 分
回答欄	医師記入欄

✕ セロハンテープ以外のテープで覆われている  
(はがれる可能性があるため、のりも不可)



接種券部分のはがれや紛失等によって、国保連から医療機関等に予診票が返戻された場合、次のとおり対応すること。

医療機関等: 接種対象者に対し、居住する市町に、接種券の再発行申請をするよう伝達すること。

市町: 接種対象者からの再発行申請に基づき、医療機関等が遅滞なく請求できるよう接種券を迅速に再発行すること。

# 接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の事務運用 (接種券部分を切り貼りする場合)

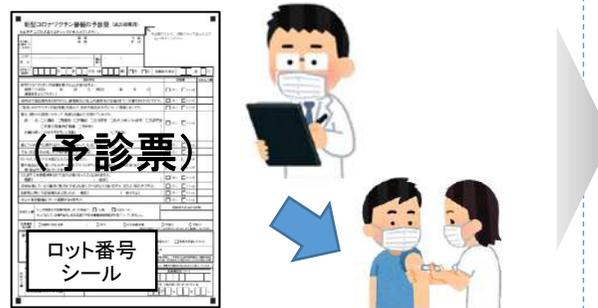
## (1) 接種当日の医療機関等の事務

### ① 接種券の持参を依頼



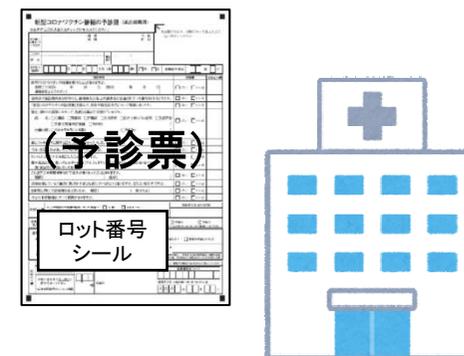
- ※ 接種済証等により2回目接種から6か月経過を確認。
- ※ 後日、住民票所在地自治体から接種券が発行されたら、速やかに持参する必要がある旨を予め説明

### ② 予診・接種の実施



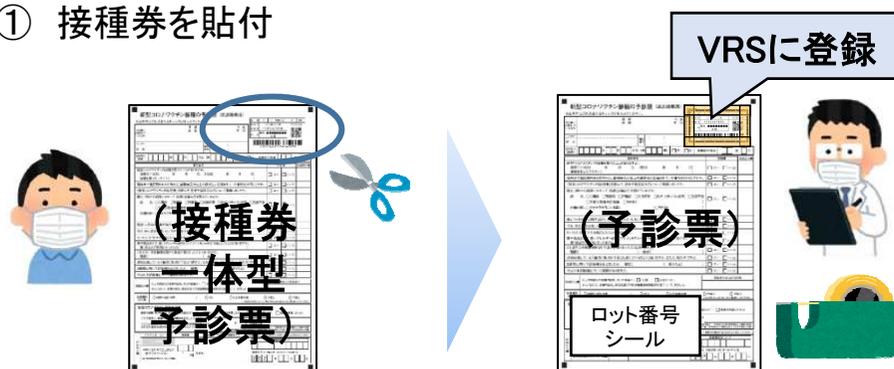
- ※ 接種券なしの予診票に必要事項を記入
- ※ ロット番号シールを貼付

### ③ 記入が完了した予診票を保管



## (2) 後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務

### ① 接種券を貼付



- ※ 被接種者が持参した接種券一体型予診票から接種券部分を切り取り、医療機関等で保管していた接種当日に記入した予診票に貼付

### ② 接種券部分を貼付した予診票を国保連に送付

